

福岡県公報

平成18年7月19日
第2559号

目 次

告 示 (第1350号—第1372号)

○都市計画事業の認可	(下水道課) 1
○市町の配置分合	(地方課) 2
○新たに生じた土地の確認	(地方課) 2
○市の町の区域の変更	(地方課) 2
○市の町の区域の変更	(地方課) 2
○市の町又は字の区域及び名称の変更	(地方課) 3
○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課) 3
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 9
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課) 9
○土地改良区の役員の退任	(農地計画課) 9
○道路の供用の開始	(道路維持課) 9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 10
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 10
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 10
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 10
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課) 11
○予防接種を行う医師	(健康対策課) 12

○予防接種を行わなくなった医師	(健康対策課) 12
○道路の供用の開始	(道路維持課) 12
○道路の区域の変更	(道路維持課) 13
○土地改良区の設立の認可	(農地計画課) 13

公 告

○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) 13
------------------	------------------

選挙管理委員会

○福岡県豊前海区漁業調整委員会委員一般選挙における当選人の繰上 補充に係る選挙会を開催すべき場所及び日時	(地方課) 14
---	----------------

正 誤

○福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年福岡県教育委員会規則第一号)中正誤 15
---	----------

告 示

福岡県告示第1350号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同条第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年7月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 施行者の名称
福岡市
- 都市計画事業の種類及び名称
福岡都市計画下水道事業福岡公共下水道
- 事業施行期間
平成5年4月1日から平成24年3月31日まで
- 事業地
 - 収用の部分
平成17年福岡県告示第1931号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する。
。

福岡市 城南区 大字梅林字平原の一部
 同 市 早良区 四箇五丁目の一部
 同 市 早良区 東入部六丁目の一部
 同 市 早良区 大字脇山字大楽の一部
 同 市 早良区 大字西字原田の一部
 同 市 西 区 今宿青木字カケツカの一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1351号

平成18年6月22日付けで、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定に基づき、平成19年1月29日から山門郡瀬高町、同郡山川町及び三池郡高田町を廃し、その区域をもってみやま市を置く処分を行った。

平成18年7月19日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第1352号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、北九州市長から北九州市の区域内に次の土地が新たに生じたことを平成18年6月14日確認した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年7月19日

福岡県知事 麻生 渡

新たに生じた土地の表示	地積（平方メートル）
北九州市若松区響町三丁目1の1地先	26,100.19

福岡県告示第1353号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、北九州市長から北九州市の町の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成18年7月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を若松区響町三丁目に編入する。

新たに生じた土地
北九州市若松区響町三丁目1の1地先の公有水面埋立地 26,100.19平方メートル

福岡県告示第1354号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、福岡市長から福岡市の町の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分のうち、変更調書の1から5までにある名島・千早地区については平成18年10月16日から、変更調書の6にある舞松原地区については平成18年8月1日から、それぞれ効力を生ずるものとする。

平成18年7月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を「名島二丁目」に編入する。

町 名	地 番
名島四丁目	2004の2の一部、2004の6、2004の7の一部、2009の2-1、2009の4、2013の6、2014の7、2018の8、2019の7、2020の2、2020の5、2024の1の一部、2024の4の一部、2210の2、2210の3、2210の5、2211の2、2213の3、2213の7、2569の1の一部

これらの区域に介在する道路、水路等である国有地の全部

2 次の区域を「名島三丁目」に編入する。

町 名	地 番
千早四丁目	2677の3、2677の28、2677の29の一部、2677の33の一部、2677の34の一部、2677の36

名島四丁目	2024の1の一部、2024の4の一部、2047の10、2047の11、2047の12の一部、2047の14、2047の15、2529の10の一部、2529の13、2535の3の一部、2535の6、2535の7の一部、2537の1、2546の4、2546の5から2546の8までの各一部、2557の2、2558の2、2564の1-2の一部、2565の1の一部、2565の2-2、2565の7、2565の9、2569の1の一部
これらの区域に介在する道路である国有地の全部	

3 次の区域を「名島五丁目」に編入する。

町名	地番
名島四丁目	2529の10の一部、2535の3の一部、2535の7の一部、2659の2、2659の7、2659の24、2662の1、2662の2
千早四丁目	2677の10の一部、2677の11、2677の15、2677の21、2677の22の一部、2677の26の一部、2677の27の一部、2677の29の一部、2677の33から2677の35までの各一部、2722の3、2727の3の一部、2727の71の一部
これらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	

4 次の区域を「千早四丁目」に編入する。

町名	地番
名島三丁目	2507の11の一部、2677の9の一部、2687の5の一部、2691の1から2691の6まで、2692の1、2692の5から2692の10まで、2693の3、2693の4、2694の4、2695の1、2696の1から2696の4まで、2697の1
これらの区域に介在する道路及び水路である国有地の全部	

5 次の区域を「千早五丁目」に編入する。

町名	地番
千早四丁目	2の257の一部、2の268の一部、2の269の一部、2の272、2の273、2の277の一部
水谷二丁目	211の4、2727の12、2727の13、2727の15、2727の17、2727の18、2727の24、2727の27の一部、2742の2、2742の24の一部、2744の2、2744の3の一部、2744の4の一部、2744の12の一部、2744の13の一部
これらの区域に隣接する道路である国有地の全部	

6 次の区域を「舞松原六丁目」に編入する。

町名	地番
舞松原一丁目	60の268、60の798
舞松原五丁目	60の290、60の295、60の774、60の777から60の779まで

福岡県告示第1355号

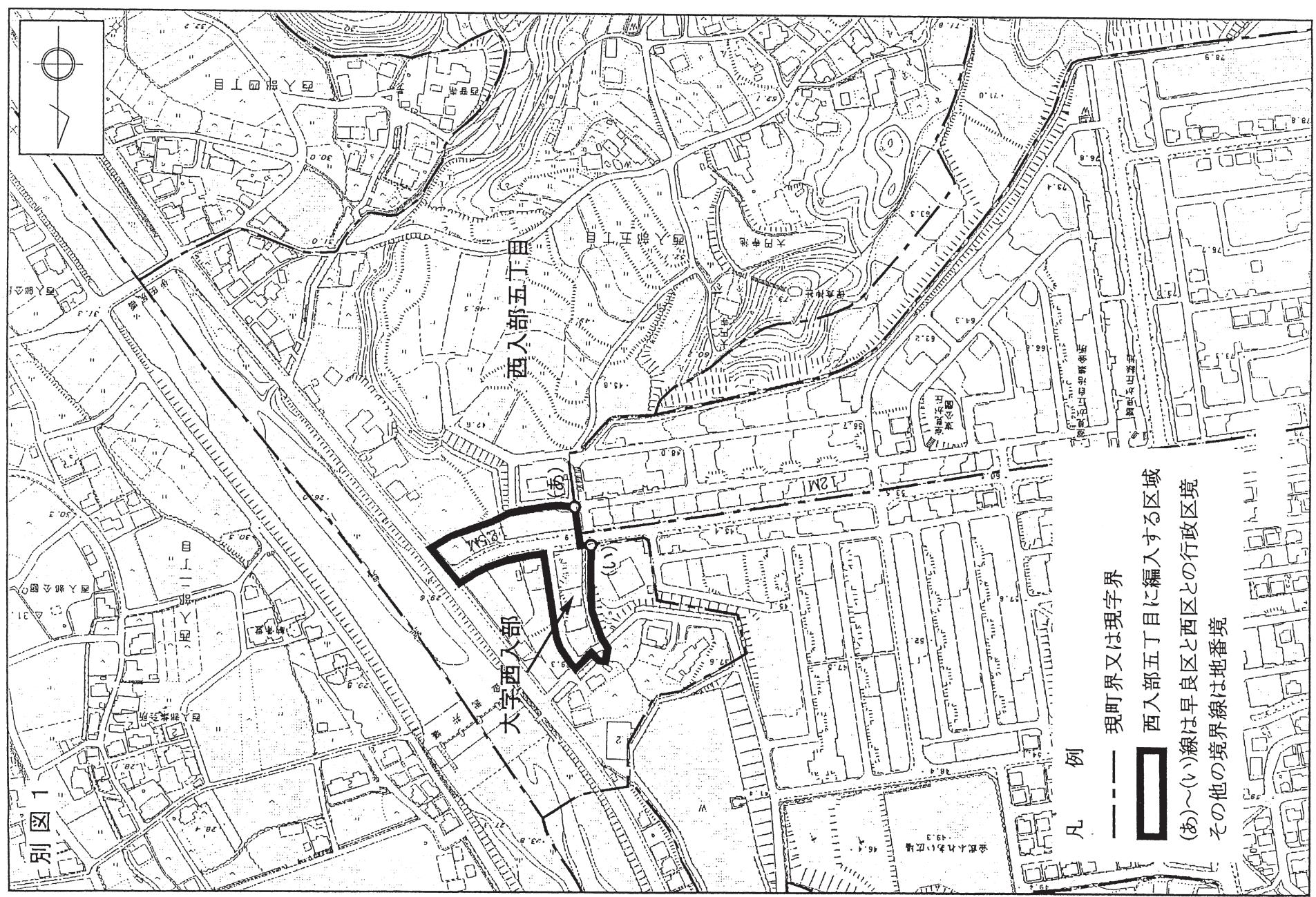
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、福岡市長から福岡市の町又は字の区域及び名称を次のように変更する旨の届出があった。

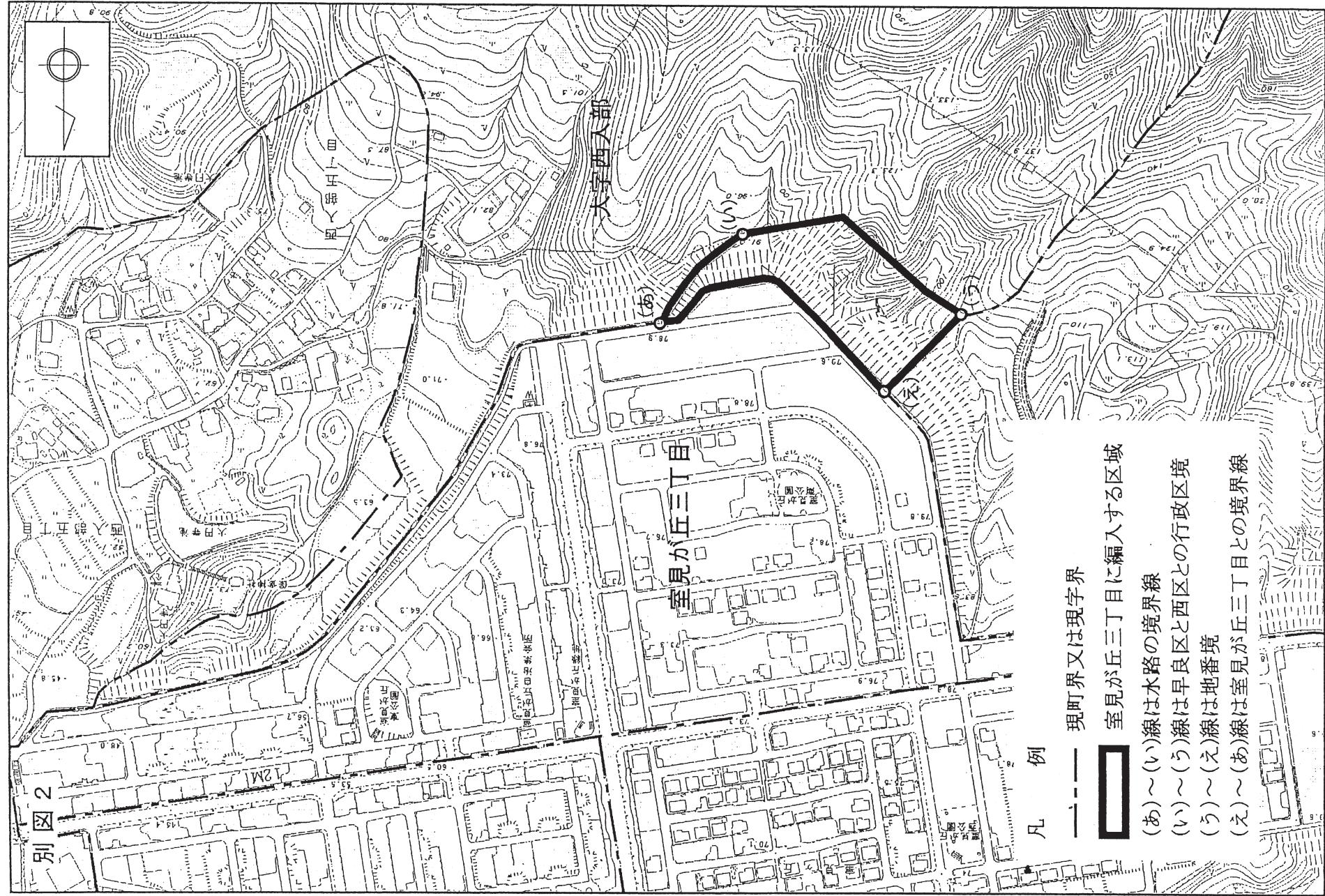
上記処分のうち、早良区入部地区及び西区西入部地区については平成18年8月1日から、西区田尻地区については平成18年10月23日から、それぞれ効力を生ずるものとする。

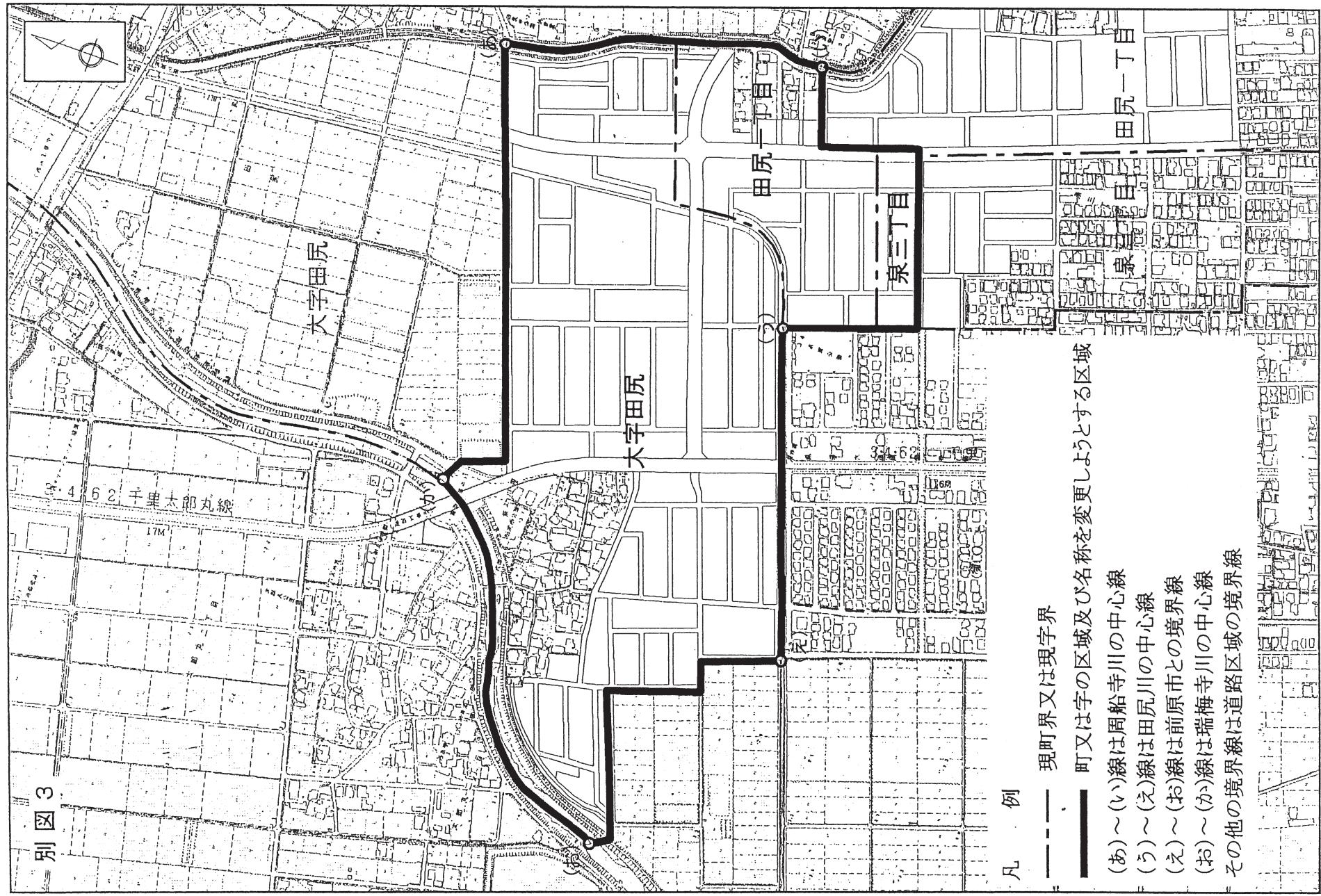
平成18年7月19日

福岡県知事 麻生 渡

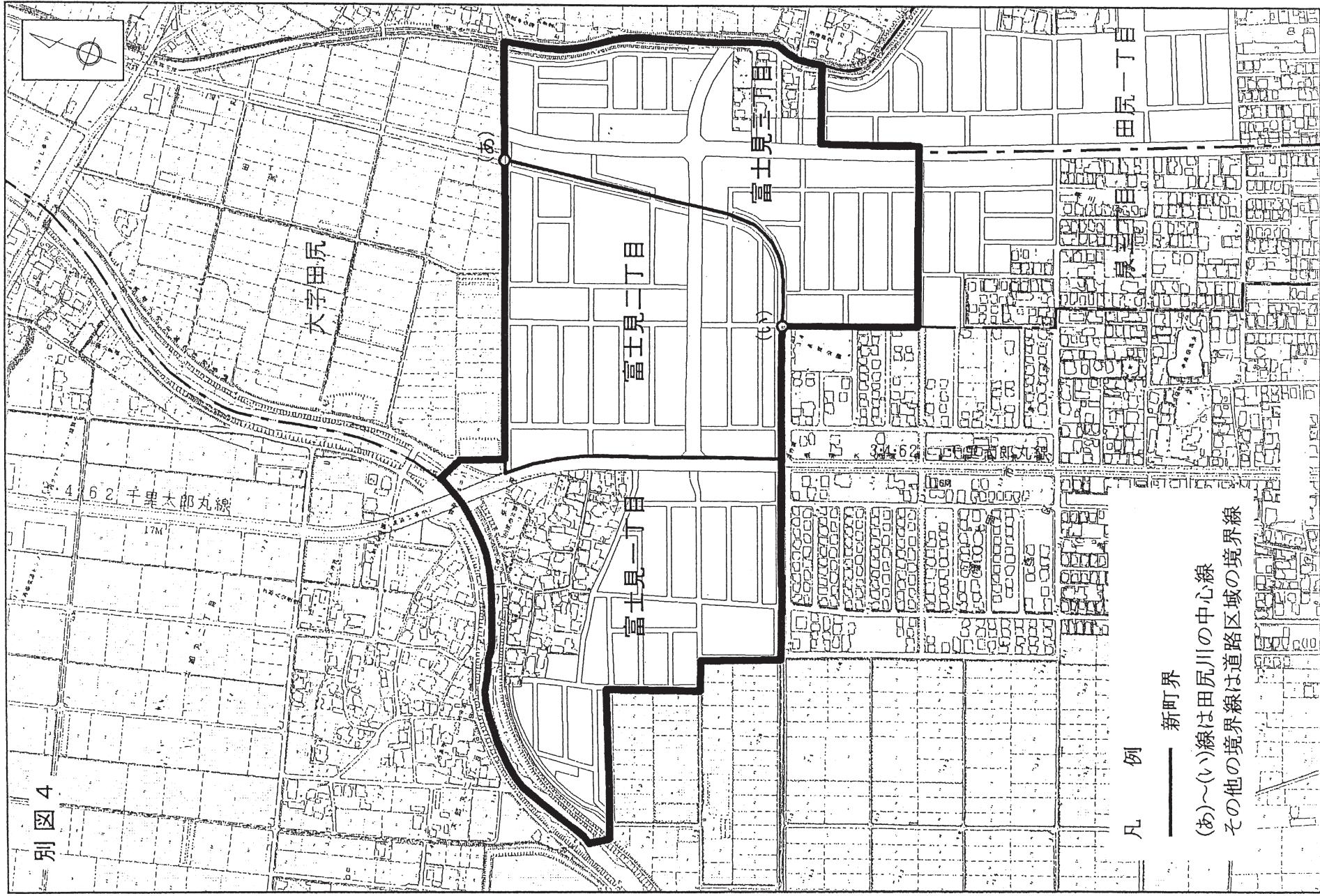
早良区入部地区（福岡市早良区大字西入部の区域の一部）を別図1のよう、西区西入部地区（福岡市西区大字西入部の区域の一部）を別図2のよう、別図3の区域内の町又は字の区域及び名称を別図4のよう、それぞれ変更する。







別図4



福岡県告示第1356号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成18年7月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成18年6月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパードラッグコスモス大川店

(2) 所在地 福岡県大川市大字上巻字七田244番 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成19年3月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,656m²

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県大川市大字上巻字七田244番 外	70

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県大川市大字上巻字七田244番 外	53

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県大川市大字上巻字七田244番 外	66

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県大川市大字上巻字七田244番 外	11.03

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県大川市大字上巻字七田244番 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後11時まで

福岡県告示第1357号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年7月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 西鉄ストア朝倉街道店

(2) 所在地 福岡県筑紫野市針摺中央二丁目16番14号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1358号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年7月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 仲原ファミリープラザ

(2) 所在地 福岡県糟屋郡柏屋町大字仲原字筒口2710番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1359号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月

福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成18年7月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 特約業者の氏名又は名称

株式会社 邑本興産（代表取締役 邑本 順子）

2 主たる事務所又は事業所の所在地

福岡県北九州市門司区西海岸一丁目4-20

3 特約業者の指定取消年月日

平成18年4月30日

福岡県告示第1360号

耳納山麓土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年7月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
中村勝利	うきは市浮羽町古川906番地1

福岡県告示第1361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年7月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年7月19日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	筑紫野線 古賀	筑紫野市大字永岡171番1先から 同市大字吉木2278番1先まで

福岡県告示第1362号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年7月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市三沢字寺小路70番15、70番19から70番56まで、71番38、71番47、75番56及び市有地である水路の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区草香江2丁目7番1

株式会社アスト 代表取締役 草場 春次

福岡県告示第1363号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年6月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人水圏環境研究所

(2) 代表者の氏名

島谷 幸宏

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市大字内山1098番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、会員相互の協力により、中立的立場で不特定多数の水圏環境に関する教育、研究、事業を行うものに対して、それらの活動の助成及び支援の事業を行う。水圏環境の健全化などを主体に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1364号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年6月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

N P O 法人市民がつくる司法会議 Fukuoka

(2) 代表者の氏名

渡邊 正徳

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市早良区干隈6丁目10番34-301号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、市民に対して、裁判員制度をはじめとする司法全般の普及及び啓発に関する事業を行い、司法制度改革に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1365号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年6月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ほがらか

(2) 代表者の氏名

安武 洋輝

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区古門戸町1番8号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、自立生活と社会参加の支援に関する事業を行い、
障害者が安心して日常生活を送れるよう援助することを目的とする。

福岡県告示第1366号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年6月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ふるさと安心サポート九州

(2) 代表者の氏名

中橋 優

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区賀茂1丁目40番1-202号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び高齢者の親族などの関係者に対して、定期的な生活相談などをはじめとする高齢者の日常生活支援に関する事業を行い、高齢者が尊厳を保ちながら地域社会の中で安心して快適な生活を送る事のできる社会づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1367号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成18年7月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成18年7月7日

2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の 所 在 地	代表者の氏名	許 可 番 号
グリーン・コード株式会社	福岡市城南区七隈7-32-25	川原 大三郎	平成17年12月25日 福岡県知事許可（般-17） 第8795号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの
イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行

の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けて実施するもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成18年7月19日から平成18年8月9日までの22日間

4 処分の原因となった事実

グリーン・ロード株式会社は、平成17年9月30日を審査基準日とする経営規模等評価申請書において、完成工事高を水増しするため「第502工区（屋形原～樋井川）高架橋標識及び区画線新設工事（その2）」外2件の未完工事を、完工工事として工事経歴書に記載し、これを、工事種類別完成工事高に計上し、虚偽の内容申請を行った。

また、その結果をもって公共工事の発注者に対して入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

さらに、福岡北九州高速道路公社発注「第502工区（屋形原～樋井川）高架橋標識及び区画線新設工事（その2）」において、当初公社に提出していた施工体制が虚偽であったということで、平成18年2月8日付けで福岡北九州高速道路公社理事長に顛末書を提出すると共に施工体制台帳を訂正して提出していたが、訂正提出された台帳が虚偽のものであった。

このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

福岡県告示第1368号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成18年7月19日

福岡県知事 麻生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
中間市通谷1丁目36番1号	新中間病院	植田 茂
遠賀郡遠賀町大字木守字江の上1191番地	医療法人健愛会 健愛記念病院	森貞直哉
遠賀郡遠賀町大字木守字江の上1191番地	医療法人健愛会 健愛記念病院	宮地良介
遠賀郡遠賀町大字木守字江の上1191番地	医療法人健愛会 健愛記念病院	土屋卓人
遠賀郡遠賀町大字木守字江の上1191番地	医療法人健愛会 健愛記念病院	柳澤純
遠賀郡遠賀町大字木守字江の上1191番地	医療法人健愛会 健愛記念病院	橋本竜哉

福岡県告示第1369号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定による予防接種を行う医師について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の承諾の撤回があったので、同条第2項の規定により、次のように公告する。

平成18年7月19日

福岡県知事 麻生 渡

予防接種を行わなくなった医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
前原市篠原西1-14-1	医療法人 松口病院	村上 真
前原市篠原西1-14-1	医療法人 松口病院	山崎 亟

福岡県告示第1370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年7月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年7月19日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	中尾線 大刀洗	三井郡大刀洗町大字本郷1012番1先から 同郡同町大字本郷1009番先まで
久留米	中川北野線	久留米市北野町中2904番10先から 同市北野町中14番1先まで
久留米	中川北野線	久留米市北野町中21番1先から 同市北野町中18番1先まで

福岡県告示第1371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年7月19日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
八女	県道	北矢部 冬野線 黒木	前	八女郡矢部村大字矢部1781番3先から 同郡同村大字矢部1768番1先まで	5.0 ～ 7.8	87.8
			後	同上	12.4 ～ 20.0	87.8
八女	県道	北矢部 冬野線	前	八女郡矢部村大字矢部1797番2先から 同郡同村大字矢部1801番19先まで	5.0 ～ 7.2	100.6

黒木	後	同上	7.6 ～ 18.6	100.6
八女	県道	北矢部 冬野線 黒木	前	八女郡矢部付大字矢部2167番55先から 同郡同村大字矢部2167番62先まで
			後	同上
八女	県道	白木線 上辺春	前	八女郡立花町大字上辺春1178番1先から 同郡同町大字上辺春1171番4先まで
			後	同上

福岡県告示第1372号

次の土地改良区が成立したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第3項の規定により公告する。

平成18年7月19日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
本道寺・香園土地改良区	平成18年7月3日

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年7月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

北九州都市計画道路1・4・5号戸畠大谷線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成18年8月11日 午後7時から9時まで

(2) 場所

レインボープラザ 7階71会議室（北九州市八幡東区中央二丁目1-1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

路線名	位置	区域(延長)
1・4・5号戸畠大谷線	起点 北九州市戸畠区大字戸畠 終点 北九州市八幡東区神山町 主な経過地 北九州市戸畠区牧山海岸	約6,980メートル

(2) 閲覧

同案については、平成18年7月19日から8月2日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び北九州市建築都市局計画部都市交通政策課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年8月2日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場

合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第71号

平成16年8月5日執行の福岡県豊前海区漁業調整委員会委員一般選挙における当選人の繰上補充に係る選挙会を開催すべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成18年7月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

場所	日時
行橋市中央1丁目1番1号	平成18年7月21日
行橋市役所505会議室	午後3時

18 ・ 1 ・ 23	發行年月日	
2486 増刊①	公報番号	
教育委員会規則	種類	
1	同上番号	
2	ペー シ	
○	上 欄 下	
	行	
表中	備考	
甘木中○		
	正	
	甘木●	
	記入	

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番一
号 チュエック株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)